



地域手当3%カット4年間…副市長 要請断腸の思い 総額80億円 復興協力…やむなし…課題は今後整理

◇2011 確定交渉 昨年、人事院は宮城を含めた被災3県を除いた民間賃金実態調査に基づき、国家公務員の基本給△0.23%カット、ボーナス月数据え置き、現給保障の段階的廃止を勧告しました。

また、被災3県は、勧告が見送られているにもかかわらず、国同様の基本給△0.23%カットを実施しています。一方、仙台市は

今年に入り、人勸に基づかない基本給△7.8%を国家公務員だけでなく地方自治体にも波及させる画策をおしすすめ、消費税増税の地ならしをしています。

他方、大阪市では市職員給料の3～9%（3年間）や退職金5%カット（当分の間）が決まっています。

◇仙台市の賃金削減 年末の確定交渉を振りかえると3.11震災の影響で市の勧告が見送られた関係で当局も管理職以外の給料カット見送りを決定、無風で年を越していました。

今年に入り副市長は市労連委員長にトップ会談を要請したことを皮切りに、2月6日団体交渉において、仙台市の総力をあげて震災復興に取り組んでいきたいこと、長期的な復興財源不足・税収不足が予測されること等から、復興期間の職員カットに協力願いたいと給料の削減を提示し、当局提案を無視できないとして協議にはいりました。

◇交渉の背景

民主党政権は国家公務員賃金を7.8%カットする給与特例法の可決を狙っています。国家公務員の賃下げは地方公務員にも連動することから、再び賃金削減の動きも予想され、予断を許さない状況です。

勤続20年特昇制度

高教組は昨年の確定単組交渉において、義教手当の3年連続削減を受容れの代償に、2級在職者について関門特昇20%枠の余りの活用し、勤続20年者の給料を2号俸昇給させる制度※を復活させましたが、今年状況は次の通りです。誕生日の早い者から適用させています。

該当者数	適用	繰越
11年度	34	35
12年度	17	30

該当者が多いため、一挙に改善させることが難しく、行き渡るにはさらに1年程かかる見通しです。

(※06年給与構造改革時に廃止されていたが、昨年度に復活させた。人事評価が給与に反映されるまでは継続が約束されている。)

査定昇給、来年度もなし

給与構造改革時、給料表4分割とあわせて人事評価制度が導入されました。市労連の場で毎年協議していますが、昇給にリンクさせる場合において同じ方が続けてSやAの評価を受けないと約束させれば4年に一度必ず特別昇給がもらえます。〔S評価+4号俸 昇給枠5%、A+2号俸昇給枠20%、C-2号俸、D 昇給せず〕

しかし、評価の公平性が担保されていないことや、若いうちに続けてS評価を受け昇給が続くと、生涯賃金で大きな差となること、昇給枠の制約から一次評価が高くて恣意的に二次評価で低く抑えられることも考えられ、今回の協議でも昇給リンクは見送られました。

すでに県立学校では査定結果が給料に反映されています。昇給枠を確保するため既存の関門特昇が廃止され、永年勤続特昇の見直しが迫られている状況です。

休業日
65日問題

市教委、県に強い休業日上限を制度化し授業時間の確保促す 「自校の特色」を再確認し、その維持に必要なものを、広く訴えよう

◇未履修問題が発端

8年ほど前、指導要領改訂によって「情報」などの必修科目が増えた際、必修科目未履修問題が頻発し、卒業式の後に補講を行うような事態も発生しました。

当時、県は学校管理規則を改訂し、休業日の上限65日を明示して授業時数確保に動きました。長期休業日数の合計は65日ですから、学校行事等、何らかの事情で長期休業以外を休み（自宅学習日）にすると、その分は夏休みなどを削ることが求められます。

改革室によると、県立では全校が65日の枠内に収められています。年度末の忙しさを考えると7月の大半に授業を行い冷房のない真夏の教室での授業や、なかなか休めない先生方・子供たちの姿が目にかぶなど過酷な現状が見てとれます。

子供たちの学力向上は教育委員会だけでなく学校現場の願いでもあります。何か間違っている感が否めません。

中には（市立も含め）休業日が60日以下になっている高校が25校もあり、進学率に比例して休みを削っている姿が浮かび上がってきます。

◇市立の現状

改革室は2年前から市立各校長に休業日上限設定を予告しました。今、閉校が決まっている函南を除けば、ほぼ65日は達成されています。改革室は高教組の問題指摘にもかかわらず、頑なに県の方針に追従し、休業日65日導入を導入しようとしています。仙台は改革遅れた。と…

高教組は、大学に合格すると勉強しなくなる学生が多いこと等を示し、学力向上に制度変更は逆効果なこと。学ぶ楽しさの重視。進学率≠学力を指摘してきました。

残念ながらこの11月、県に追従した学校管理規則の改訂が強行されました。来年度より、強制力を伴った授業の確保が求められます。完全単位制の大志高や仙台工定時制はもとより市立各校において、生徒の身体的・経済的負担の増加、教職員の長時間勤務が懸念されます。高教組は今後も市教委に対し、派生する問題を指摘していきます。

学校管理規則（休業日）の新旧対照表

<改正前>

第五十八条 学校の休業日は、次のとおりとする。

- 一 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- 二 日曜日及び土曜日
- 三 学年始休業日 四月一日から同月七日まで
- 四 夏季休業日 七月二十一日から八月二十五日まで
- 五 冬季休業日 十二月二十四日から翌年一月七日まで
- 六 学年末休業日 三月二十五日から同月三十一日まで
- 七 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が定める日

2 前項の規定により難しいときは、校長は、あらかじめ教育委員会に届け出て、休業日を変更することができる。

3 校長は、第一項の規定にかかわらず、あらかじめ教育委員会に届け出て、九月一日から十月三十一日までの間において二日を限度として秋季休業日を定めることができる。

4 校長は、教育上必要があると認めるときは、第一項の規定にかかわらず、あらかじめ教育委員会に届け出て、休業日を授業日とすることができる。

<改正後>

第五十八条 学校の休業日は、次のとおりとする。

一 ～ 七 <旧と同文>

2 前項に定めるもののほか、校長は、あらかじめ教育委員会に届け出て、学年ごと、同項各号に定める日以外の日を休業日とすることができる。ただし、当該休業日とする日と同項第三号から第六号までに定める日との合計が、六十五日を超えてはならない。

3 第一項の規定により難しいときは、校長は、あらかじめ教育委員会に届け出て、同項に定める休業日を変更することができる。

4 校長は、教育上必要があると認めるときは、第一項の規定にかかわらず、あらかじめ教育委員会に届け出て、同項各号に定める日を授業日とすることができる。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

時事の歌・意見をお寄せ下さい。佳作は次のニュースに掲載します。

学ぶことは 変わること 林 竹二

学ぶことは 進学すること 具 確執

教育新聞